

平成 31 年度 香川県歯科衛生士等修学支援事業 概要 (案)
技工士会説明資料

1. 制度の概略

医療介護総合確保基金（医療分）の補助金事業として、平成 30 年度から新規事業として制度が更新された。

歯科技工士対象分に関しては、30 年度は歯科診療所への就職希望者のみが貸付対象として限定されたが、求人数が少ないことから学生の応募者が出なかった。そこで、31 年（令和元年）度からは就職先を小規模の歯科技工所にも範囲を拡大する。

1) 資金の貸付対象

歯科衛生士および歯科技工士を目指す学生

2) 就業先指定地域等

(1) 歯科技工士

指定地域は全県下とする。

就業先の種別を歯科診療所および小規模歯科技工所^{*1)}とする。

*1) 従業員数 50 人未満の歯科技工所



図 1. 平成 30 年度～令和 2 年度における県制度の歯科技工士対象指定地域および採用人数の目安。

○歯科技工士の就業先種別の拡大について

平成 30 年度では同職種の就業先は歯科診療所に限定していた。歯科診療所の求人数が少ないため、歯科技工士対象の貸与希望者がなく、小規模の歯科技工所も対象に拡大する。

3) 制度の運営（修学生の選定および当修学資金貸付に関する詳細事項等）については、本事業選考委員会に一任する。

①選考委員の人員

専門学校役員および本会理事

本会理事会にて承認が必要。

②審議の状況につき本会修学資金支援制度運営委員会（委員は郡市歯科医師会選出）へ報告する。

2. 実施主体

香川県歯科医療専門学校

3. 貸付方法

1) 貸付対象者 平成30年度から令和2年度までの期間に県内の該当養成所へ入学するものを対象とする。

(1) 技工士科の場合

①当該年度の入学生で、香川県下の歯科医療機関および小規模の歯科技工所へ就職する意志のある者。

②1学年総数上限3名を目安とする。

2) 貸付額 1人当たり年額50万円。

4月は6万円、その他の月は4万円を貸付。（年額50万円）

3) 交付方法 貸付金の貸付は県貸付が決定した月から。（年度当初に遡っての貸付は行わない。）3月毎の分割により交付。ただし、返還時は無利息とする。（返済延滞時の利息はあり。）

4) 貸付期間 養成所に在学する正規の修学期間。
（技工士科は2年間。）

5) 貸付の決定 各科の採用人数の地域間の振り分けは以下とする。

(1) 決定機関

①本事業選考委員会にて行う。

②選考委員会の人員

専門学校役員及び本会役員

③審議の状況につき本会修学資金支援制度運営委員会（委員は郡市歯科医師会選出。）へ報告する。

(2) 技工士科学生の場合の県内地域の振り分け

①県内の歯科医療機関および小規模の歯科技工所就職希望であれば特に地域制限は行わない。

以上を考慮して総合的に判断する。

(3) スケジュール感

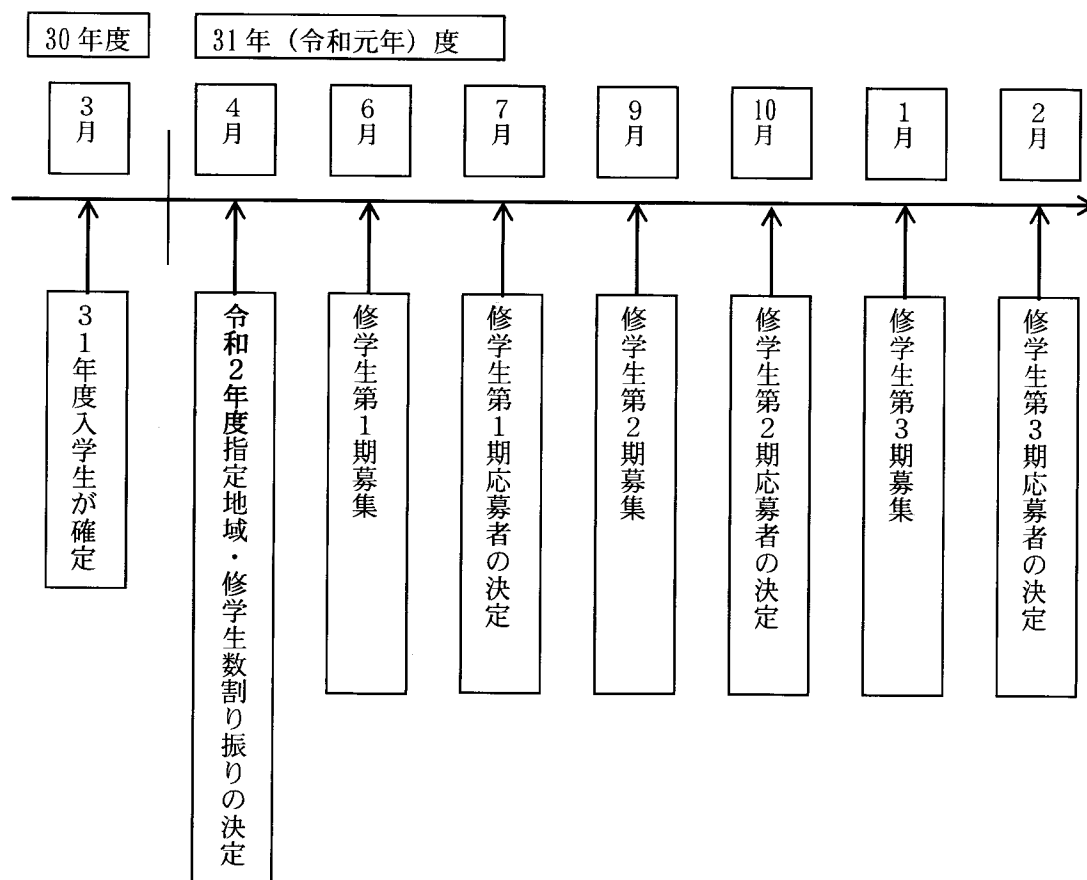


図3. 修学生募集手順

4. 補助額について

修学資金貸付けに係る必要経費の1/2を県の補助額とする。

5. 指定地域について

(1) 技工士科

香川県下全域

就職先は歯科医療機関および小規模歯科技工所。